

「国家戦略特区における民泊の検証」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 7 月 27 日  
内閣府地方創生推進事務局

下記の指摘・確認事項について、7月29日までに御回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

当初、厚労省は現行の特区民泊の日数要件（7～10日）の根拠を、

- ①インフルエンザ・鳥インフルエンザ等の潜伏期間（10日）を考慮すれば、長期滞在に限る必要がある（ホテル・旅館では宿泊者名簿により追跡可能）
- ②地域との兼ね合い、ホテル・旅館等との適切な役割分担が必要である、としていた。

しかしながら、昨年7月に発出した「内閣府・厚労省の共同通知」により、①については「滞在者名簿の整備」、②については「近隣告知」、「苦情窓口の設置」が義務付けられ、これにより、感染症拡大が生じやすくなるとの論拠はなくなるとともに、ホテル・旅館以上に地域との兼ね合いにも配慮したルールで運用しているところである。

このような中、日数の見直しをできない理由があるならば、合理的な理由を示されたい。

なお、①については、上記通知後である昨年9月の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則改正により、「滞在者名簿」が提出を義務付けられる様式に位置付けられ、②については、上記通知により、施行規則に規定されている「提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制」と解釈されており、①②について、通知のみならず、省令によっても担保されていることを申し添える。

⇒ 特区民泊においては、一昨年大阪府や大阪市における条例制定過程において課題として取り上げられたものへの対応として、昨年7月に滞在者名簿の備え付け等を求めることとしたところである。

この通知を踏まえ、大田区や大阪府においても、滞在者名簿以外にも法令で求められていない自治体個別の規制が設けられていると承知しており、仮に滞在日数の下限を見直すのであれば、それらの規制強化されている部分の検証も含めた検討が必要と考えている。

いずれにしても、現在、国交省等と検討している民泊新法との均衡・関係も検討させて

いただく必要があると考えている。

以上